

議案第 3 1 号

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

放課後児童クラブの入所に係る保護者負担金の額を見直すため。

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例

石岡市学童保育事業条例（平成18年石岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の負担金の額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	負担金の月額	負担金の日額
8月	6,000円	600円
8月以外の月	4,000円	400円

3 入所が1月に満たない月の負担金の額は、当該月における児童の児童クラブ在籍日数（月の途中における入所ときは教育委員会が許可した通所開始日を、月の途中における退所ときは保護者からの退所申出に基づく最後の通所日を、それぞれ始期、終期とする期間の日数をいう。）から当該在籍期間中の児童クラブ閉所日数を減じて得た日数に前項の表に定める負担金の日額を乗じて得た額とし、その額が同表に定める負担金の月額を超えるときは、当該負担金の月額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。